

市立旭川病院広告付きデジタルサイネージ
構築・運用等業務
仕様書

令和8年10月

市立旭川病院地域医療連携課

目 次

1	業務名	- 1 -
2	目的	- 1 -
3	期間	- 1 -
4	運用開始期日	- 1 -
5	業務内容	- 1 -
6	機器設置環境等	- 1 -
7	スケジュール・施工調整	- 2 -
8	業務要件	- 2 -
9	配信するコンテンツ	- 4 -
10	配信時間	- 4 -
11	費用負担及び納付について	- 4 -
12	提出書類	- 5 -
13	その他	- 6 -
	(別紙) デジタルサイネージ等設置場所(予定)	- 7 -

1 業務名

市立旭川病院広告付きデジタルサイネージ構築・運用等業務

2 目的

市立旭川病院（以下、「本院」という。）が運用する登録医制度について、認知向上を図り、患者への登録医のPRを強化することで制度の魅力を高め、新たな医療機関の登録を推進するとともに、広告事業により自主財源の確保を行いながら登録医情報を含む院内情報などの発信を行うことを目的とし、その情報ツールとしてデジタルサイネージ及び接続に伴う機器一式（以下、「デジタルサイネージ等」という。）を設置する。

3 期間

協定締結日から令和14年3月31日（水）まで

4 運用開始期日

令和9年4月1日（木）

運用テスト等を含めて病院担当者の検認を開始期日の7日前に終わること。

ただし、他の移転作業等のスケジュールの都合等で終わることができない場合は、本院と協議の上、運用開始前日までに終わることとする。

5 業務内容

市立旭川病院広告付きデジタルサイネージ構築・運用等業務（以下、「本業務」という。）は、本院内に設置される、本業務の目的を達成するために必要な複数のデジタルサイネージの運用・保守、コンテンツの制作及び広告掲載に係わる業務を一体的に実施する。

本業務の範囲については、以下のとおり。

- ① デジタルサイネージの運用に関わること。
- ② デジタルサイネージのコンテンツ制作等に関わること。
- ③ デジタルサイネージに掲載する広告業務全般に関わること。
- ④ デジタルサイネージ等の保守に関わること。

6 機器設置環境等

受託者が所有するデジタルサイネージ機器及び設備等を使用するものとする。

導入に際しては、施工等の費用は受託者が負担することとし、設置場所や施工の方法・日程、その他配線等は、本院と十分な協議を行った上で決定し、導入する機材等の仕様情報等を提出すること。

・ 設置場所

場所 市立旭川病院

住所 旭川市金星町1丁目1番65号

表1 「サイネージ設置個所リスト」

No.	階	設置物	台数
1	1階	デジタルサイネージ（タッチ式）	1台
2	2階	デジタルサイネージ（非タッチ式）	2台又は3台

※ 設置場所の詳細は別紙1「デジタルサイネージ設置場所」のとおり。

7 スケジュール・施工調整

運用等の準備に係るスケジュールに関しては、本院と十分な調整を図ること。

8 業務要件

6の設置される機器や環境等の情報を参照の上、以下の業務要件を満たすこと。

(1) デジタルサイネージ運用業務

デジタルサイネージの運用を行うこと。

- ① 本院から提供される院内情報（動画・静止画・文字情報）を本院と協議の上、非タッチ式サイネージ（2台）の放映スケジュールに随時反映すること。必要に応じて、院内情報の配信データを作成し、作成後のデータについて本院の校正及び承認を受けること。
- ② タッチ式サイネージについて、必要に応じて配信コンテンツの更新、入替・修正を行うこと。
- ③ 本院から緊急の情報配信がある場合は、即時対応を行うこと。
- ④ 遠隔地から管理サーバへのアクセスを行う場合は、本院と協議の上、十分なセキュリティを確保すること。
- ⑤ 電源の自動投入、自動遮断を行うこと。非タッチ式サイネージの広告を含む配信情報は一定時間で自動的に切り替わること。

(2) 登録医検索システム構築業務

タッチ式サイネージを活用し、患者等が登録医を容易に検索できる環境を整備するとともに、登録医制度の周知及び利用促進に資するシステムを構築すること。

- ① タッチ式サイネージにおいて、本院の登録医を検索・閲覧できるシステムを構築すること。
- ② 登録医は、少なくとも次の検索方法を備えることとし、利用者の利便性向上につながる検索方法について追加提案を妨げない。また地図は所在地を視覚的に確認できるものとし、縮尺変更その他利用者が位置を把握しやすい表示方法を採用すること。
 - ・診療科目
 - ・地図
 - ・医療機関名
- ③ 検索結果から各登録医を選択すると、少なくとも次の情報を表示できること。
 - ・医療機関名
 - ・院長名
 - ・所在地
 - ・電話番号
 - ・診療科
- ④ 検索結果画面及び詳細画面は、高齢者や障がいのある方にも見やすい文字サイズ及び操作しやすい画面構成とすること。
- ⑤ 登録医情報について、本院が提供する情報を基に容易に更新できる仕組みとし、追加・削除・修正については速やかに反映すること。
- ⑥ 登録医検索システムは、スマートフォン等の外部機器からも利用できるものとする。
- ⑦ タッチサイネージ又はタッチサイネージに隣接する（1）とは別のサイネージ（タッチ・非タッチ問わない）のいずれかにおいて、登録医制度のPRや登録医の広告など、登録医に関わる情報発信を行えるようにすること。

(3) 病院等の広告募集・配信に係わる業務

- ① 受託者は広告主の募集、決定、広告の制作、掲出、広告主との調整等、広告に係わる一切の

業務を行うこと。

- ② 掲載する広告は、別紙「旭川市広報媒体広告掲載要綱」（以下「要綱」という。）及び「旭川市広報媒体広告掲載基準」（以下「基準」という。）に適合するものとし、本院の承認を受けること。
- ③ 広告の審査を事前に受けるために、放映するデータ等を本院が指定する日までに提出すること。
- ④ 広告の内容が、要綱及び基準に違反しているとき及び本院内で放映する広告としてふさわしくないと本院が合理的な理由により判断したときは、本院の求めに応じ、修正すること。
- ⑤ 広告はその他の情報と区別すると共に、広告である旨を明示し、必要に応じて広告内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要事項を注記すること。
- ⑥ 広告の掲載及び配信に係る苦情等の対応をすること。
- ⑦ 広告主の募集にあたり、受託者自らが広告主の募集者であることを明確にし、本院が広告主の募集者であるかのような誤解を与えることがないように十分配慮すること。
- ⑧ 広告内容等に関する責任は広告主及び受託者が負うものとし、本院が損害を被った場合は、その損害を補償すること。
- ⑨ 特定の広告主の広告が極端に多く表示されることのないようにすること。
- ⑩ 災害発生等緊急時においては、広告の放映を一時中断し院内情報等の放映を優先すること。
- ⑪ 登録医制度の普及及び登録医へのメリット向上を図るため、本院の登録医について広告掲載に係る優遇措置を設けること。
- ⑫ 優遇措置については、次に掲げる内容を参考とする。
 - ア 広告掲載枠を超える応募があった場合の優先掲載
 - イ 本院への紹介患者数その他登録医制度への貢献度に応じた広告掲載料の割引
 - ウ その他登録医制度の魅力向上につながる提案

（４）コンテンツ制作等業務

- ① 院内情報、登録医情報、広告以外に、患者が待ち時間中に楽しめる、日常生活に役立つ情報・知識などのコンテンツの制作及び環境構築を行うこと。
- ② ①のコンテンツは、誰もが見やすいカラーユニバーサルデザインを採用する等、わかりやすく、見やすいものとする。
- ③ ①のコンテンツには BGM・ナレーションを加えること。
- ④ ①の院内情報のコンテンツ制作にあたり、本院から紙またはデータで提供を受けた素材で、事業者は放映する内容を年間 60 本程度、無償で制作すること。
- ⑤ ①の院内情報、登録医情報のコンテンツ制作にあたり、デザイン・レイアウトについて本院と打合せを行うこと。
- ⑥ ①の院内情報、登録医情報以外のコンテンツ制作に必要な情報及び素材（写真等）は原則、受託者が用意すること。
- ⑦ タッチ式サイネージのトップ画面については、登録医検索へ自然に誘導できるデザイン及び導線を確保すること。

（５）感染症流行情報の発信業務

- ① 受託者は、非タッチ式デジタルサイネージにて、来院者に対し感染症流行情報を発信できるコンテンツを放映すること
- ② 感染症流行情報は、北海道感染症情報センターのデータを使用し、厚生労働省が定める定点数値基準を基にした警報・注意報を掲載すること
- ③ 情報の更新頻度は週1回以上とする事

(6) 保守に係る業務

受託者の負担において、以下の体制を構築すること。

- ① 構築したシステムについては、受託者にて常時監視を行うこととし、異常発生時には速やかに対応すること。
- ② 10「配信時間」内において、異常発生に関する電話対応を行うこと。
- ③ 機器の不具合、故障等に速やかに対応すると共に、本院からの問い合わせに対し、円滑に応答できる体制を確保すること。
- ④ コンテンツ配信時間中、本院と連絡がとれる体制を有すること。
- ⑤ パッケージ及びOS等のバージョンアップやメンテナンスに対応すること。
- ⑥ バージョンアップの適用にあたっては、本院に十分な説明を行った後、適用すること。
- ⑦ 受託者は、登録医検索システム及びデジタルサイネージの障害発生時における復旧目標時間及び連絡体制を提案すること。

(7) その他

- ① 画面及びコンテンツデザインについては、本院内の内装やデザイン等との親和性に配慮したデザインとし、本院と十分な協議し確定すること。
- ② 院内情報・広告以外のプロモーションについて、受託者が設置・運営する院外の1カ所以上の旭川市内サイネージ又はLEDにおいて、月1枠以上放映すること。放映箇所数、枠数については実情に応じ、両者協議の上決定すること。

9 配信するコンテンツ

サイネージごとの配信コンテンツは、少なくとも次に示すものを含むこととする。

(1) 非タッチ式サイネージ

- ・院内情報
- ・広告
- ・キャッチコンテンツ
- ・感染症流行情報

(2) タッチ式サイネージ

- ・登録医検索

(3) タッチ式サイネージ又はタッチ式サイネージに隣接する非タッチ式サイネージ

- ・院内情報
- ・登録医制度PR

10 配信日及び配信時間

コンテンツの配信は、本院の開院日の午前8時30分～午後5時00分とする。

なお、利用状況等を勘案し、本院と協議の上で配信時間を変更できるものとする。

11 費用負担及び納付について

本業務に関する一切の経費を受託者が負担し、使用料及び広告料を納めるものとする。

(1) デジタルサイネージ等の設置及び運用に係る経費

- ① デジタルサイネージ設置に係る費用
- ② デジタルサイネージ運用に係る費用
- ③ 機器の保守、メンテナンス費用
- ④ 広告募集に関する費用

⑤ コンテンツ作成・更新・広告配信に係る費用

(2) その他経費

- ① 広告配信に関わるインターネット接続に必要な機器、配線、サービス等の設置・撤去費用
- ② 受託者の提案による設備・サービス・機器等に係る設置・撤去費用
- ③ サービス終了時のデジタルサイネージ撤去費用

(3) 使用料

- ① 受託者が導入する機材等を設置する際は、行政財産の目的外使用料を納付すること。
- ② 受託者は、本院の請求に基づき、広告放映に使用された電気料を支払うものとする。
- ③ 光熱費算出方法は別途協議の上、決定する。

(4) 広告料

受託者は年1回、本院が指定する期日（表2参照）までに広告料を納めるものとする。

表2「広告料納期限」

年度	広告料納入対象期間	納期限
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分（12か月分）	令和10年3月末
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分（12か月分）	令和11年3月末
令和11年度	令和11年4月～令和12年3月分（12か月分）	令和12年3月末
令和12年度	令和12年4月～令和13年3月分（12か月分）	令和13年3月末
令和13年度	令和13年4月～令和14年3月分（12か月分）	令和14年3月末

12 提出書類

下表の書類・電磁的記録（データ）を契約後又は、完了前に提出すること。

(1) 契約後の提出書類

契約完了後、直ちに本仕様書あるいは、本院の指示による作業内容を分析し、表3「着手後提出書類リスト」のとおり書類を提出し、本院の承諾を得ること。

表3「着手後提出書類リスト」

No.	書類名	内 容	時 期
1	作業従事者名簿	本作業に従事する作業員の氏名、所属名、資格、連絡先を明記（協力業者および作業内容も含めること）	作業前
2	事業計画書	実施フロー、工程表、入庁日のリスト、作業時間予定、本仕様書に明示されていない詳細部分についての計画	作業日前日まで

(2) 作業完了書類

作業完了後、契約期間内に次の書類を提出すること。

表4「作業完了提出書類」

No.	書類名	内 容	形 式
1	コンテンツ仕様書	タッチ式デジタルサイネージのコンテンツ仕様がわかる資料	電子媒体
2	運用手順書	サイネージの運用手順資料	電子媒体
3	追加機器資料	6「機器設置環境等」にある、放映機器等を導入した場合は、必要な情報が記載された資料	電子媒体
4	実績報告書	運用・保守に係る実績報告資料 (履行期間中毎月末提出)	P D F

13 その他

- (1) 本業務は、登録医制度の普及、患者サービスの向上及び自主財源の確保を目的とするものであり、受託者はその目的を十分理解した上で、本院と協議しながら業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (3) 設備の状態を良好に保つこと。
- (4) 期間満了又は解除により、受託者が提案した機器等を撤去したときは、速やかに設置場所の原状回復をすること。
- (5) 合理的な理由により、デジタルサイネージの移動等の必要が生じた場合は、受託者はその指示に従わなければならない。
- (6) 市の信頼及び品位を損なうことがないよう、細心の注意をはらうこと。
- (7) パソコンのOS変更やソフトのアップデート等があっても、今回の委託料に含むものとする。
- (8) その他疑義が生じた場合は、本院と受託者で協議の上対応を決定する。なお、当該協議内容は受託者において記録簿を作成し、両者相互に確認するものとする。
- (9) 受託者は、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務の目的達成に必要と認められる事項については、本院と協議の上、誠実に対応すること。

